

平成 31 年度神奈川県中小企業等外国出願支援事業募集要領

募集期間:令和元年 6 月 3 日(月)～令和元年 6 月 14 日(金)

1. 事業の目的

この事業は、優れた産業財産権を有し、かつそれらを海外において戦略的に活用しようとする神奈川県内の中小企業者に対し、外国特許出願等に要する経費の一部を助成することによって、中小企業者の国際競争力の向上や経営基盤の強化を図り、神奈川県の産業を活性化することを目的としています。

2. 助成対象者

- (1) 神奈川県内に本社を持つ中小企業者（中小企業・個人・事業協同組合）で、外国へ産業財産権（特許、実用新案登録、意匠登録または商標登録（冒認対策含む））の出願を予定している方。
- (2) 地域団体商標の出願については、中小企業者に加えて、商工会、商工会議所及び NPO 法人も対象となります。詳細はお問い合わせください。

3. 公募内容

(1) 公募期間

令和元年 6 月 3 日(月) ～ 令和元年 6 月 14 日(金) ※必着

(2) 提出先

公益財団法人神奈川産業振興センター 事業部国際課

〒231-0015 横浜市中区尾上町 5 丁目 80 番地 神奈川中小企業センタービル 5 階

TEL 045-633-5126

(3) 提出方法

下記書類に必要事項を記入し、上記提出先に郵送または持参により提出してください。

(4) 提出書類

- ① 様式第 1-1（交付申請書・別紙・別添）または様式第 1-2（交付申請書・別紙・別添）
 - ・ 1 出願につき 1 申請が必要。
- ② 登記簿謄本の写し（個人事業者の場合住民票の写し）
- ③ 会社の事業概要（会社パンフレットによる代用可）
- ④ 役員等名簿
- ⑤ 直近 2 期分の決算書の写し一式（個人事業者の場合、直近 2 期分の確定申告書の写し一式）
- ⑥ 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類
 - ・ PCT 国際出願の場合は、PCT 国際出願の出願書類、国際報告書、見解書。
 - ・ 日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE))
- ⑦ 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）
 - ・ 現地代理人を使用する場合は、支出予定先の明記が必要。

- ⑧ 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）
- ⑨ 先行技術調査等の結果
- ⑩ 外国特許庁への出願が共同出願の場合は、持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し
- ⑪ 事業計画、当該商品や製品、技術等に関する参考書類
- ⑫ その他当財団が指定する書類や資料

※ 助成対象者（個人等）が出願する場合は、様式第 1-1、または 1-2 をご覧いただき確認をお願い致します。

4. 助成率と助成上限額

助成率は対象経費の 1/2 以内（千円未満切捨）で、一中小企業者の上限額は 300 万円となります。

出願内容	1 案件の上限額
特許出願	150 万円
実用新案登録出願・意匠登録出願・商標登録出願	60 万円
冒認対策商標	30 万円

5. 対象経費

(1) 対象経費

経費区分		内容
国際段階の出願経費	外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費
	現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
	国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
	翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費
	その他費用のうち財団理事長が必要と認める経費	本事業を実施するために財団理事長が特に必要と認めた経費

- 出願国の制度上、必要性が認められる経費（公証人証明申請費用・委任状作成費用等）は補助対象となります。

(2) 対象にならない経費

- 交付決定日以前に着手し発生・支払った経費。
- 日本国内における消費税及び地方消費税、海外付加価値税(VAT)。
- 外国特許庁に出願料に支払った後に追加的に外国特許庁に支払う費用。
- 日本国受理官庁や特許庁への必要な手数料や費用。
- 出願後に行った審査請求料（外国出願と同時に進行審査請求料は対象になります）。

6. 対象となる出願

- (1) 既に日本国特許庁に行っている出願（PCT 出願を含む）であって、次のいずれかに該当する方法により、令和元年 12 月 31 日までに外国特許庁等へ同一内容の出願（以下「外国特許庁への出願」という。）が完了予定の中小企業者等。
 - ① パリ条約（1900 年 12 月 14 日にブラッセルで、1911 年 6 月 2 日にワシントンで、1925 年 11 月 6 日にヘーグで、1934 年 6 月 2 日にロンドンで、1958 年 10 月 31 日にリスボンで及び 1967 年 7 月 14 日にストックホルムで改正され、並びに 1979 年 9 月 28 日に修正された工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約をいう。以下同じ。）等に基づき、同条約第 4 条の規定による優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法（ただし、商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しない。）
 - ② 1970 年 6 月 19 日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「特許協力条約」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT 国際出願を同国の国内段階に移行する方法（ダイレクト PCT 出願の場合、PCT 国際出願時に日本国を指定締結国に含み、国内移行する案件に限る。）
 - ③ 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ハーグ協定」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（この場合、「既に日本国特許庁に行っている出願」には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含む。）
 - ④ 標章の国際登録に関するマドリッド協定の 1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採択された議定書（以下「マドリッド協定議定書」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
- (2) 外国特許庁への出願と同出願の基礎となる国内出願の出願人名義が同一である中小企業者等。
- (3) 当補助金の申請に関して、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等（以下「選任代理人」という。）の協力が得られる中小企業者等、または自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において同等の書類を提出できる中小企業者等。
- (4) 国及び当財団等が行う補助事業完了後の 5 年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に対し、積極的に協力する中小企業者等。
- (5) 外国特許庁への出願にあたっては、審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行うこと。また、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること。ただし、やむを得ない理由により中間応答をせず拒絶査定に至った場合は、その理由を事情説明書等で報告することとする。

7. スケジュール(予定)

令和元年 6 月 3 日～6 月 14 日 公募期間

令和元年 7 月 審査委員会による審査

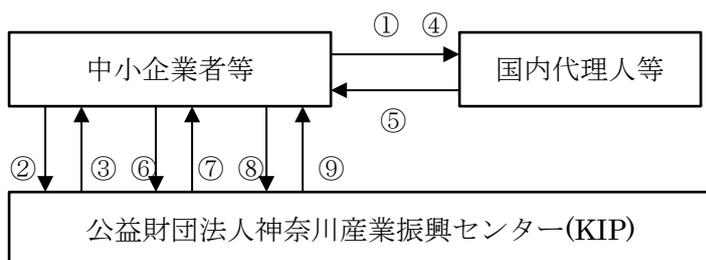
令和元年 7 月 採択・交付決定

令和 2 年 1 月末 実績報告書提出期限

令和 2 年 2 月末 補助金金額確定

令和 2 年 3 月末 補助金支払期限

8. 主な手続きの流れと必要な書類



9. 選考について

番号	内容	必要な書類の様式
①	弁理士等の代理人に協力を依頼 (協力依頼しない場合は不要)	第 1-1 別紙または 1-2 別紙 (協力承諾書)
②	当財団に交付申請書等必要書類を提出	第 1-1、同別紙、同別添 または第 1-2、同別紙、同別添
③	審査会後に採択結果を通知	第 2 (交付決定通知書)
④	代理人等に外国出願を依頼	—
⑤	外国出願完了後に必要書類を提出	—
⑥	当財団に実績報告書を提出	第 6 (実績報告書)
⑦	補助金の額を確定後に通知	第 7 (精算払請求書)
⑧	当財団に補助金請求書 および査定結果報告書を提出	第 8 (確定報告書) 第 9 (査定結果報告書)
⑨	補助金交付	—

・上記手続きは、前後する場合があります。

・その他、状況によって必要となる書類は次のとおりです。

計画変更する場合 (出願国の変更等)	様式 3 (承認申請書)
期間内に計画の実現が困難になった場合	様式 4 (事故報告書)
当財団からの指示があった場合	様式 5 (状況報告書)

- ・書類提出後、当財団の担当職員がヒアリングをお願いすることがあります。ヒアリングの日時は、申込企業者の担当者と調整の上決定し、原則申請者の事業所で行います。
- ・提出して頂いた申請書は審査会において審査し、審査会では、提出された申請書やヒアリング結果をもとに、主に産業財産権の内容と事業計画、および経営実績を中心に審査いたします。
- ・審査結果は、後日申請者に対し書面で通知いたします。また提出書類は返却いたしません。

10. その他

- ・ 申請時には、「中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（改正 20190314 特第 3 号）」も必ずご確認ください。
- ・ 上記書類は当案内とともに当財団ホームページより PDF 形式でダウンロードできます。
- ・ 採択された場合、企業名（申請者名）、所在地、権利種別を公表させていただきます。
- ・ 採択企業は、国や県の会計検査の対象となることがあります。よって助成事業完了後も 5 年間は関係書類を保管してください。また毎年特許庁等から各種調査をお願いすることがあります。

※ご不明な点は、下記までお気軽にお問い合わせください。

公益財団法人 神奈川産業振興センター 事業部国際課
〒231-0015 横浜市中区尾上町 5-80 神奈川中小企業センタービル 5 階
TEL 045-633-5126 Email:kokusai@kipc.or.jp <http://www.kipc.or.jp/>